



鳥取県公報

令和元年 5 月 31 日 (金)
第 9 1 0 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	県道の区域の変更 (50) (道路企画課) 2
	県道の供用の開始 (51) (〃) 2
	物品売払代金の徴収事務の委託 (52) (文化財課) 2
	開発行為に関する工事の完了 (53) (西部総合事務所生活環境局) 2
◇ 公 告	自衛官の募集 (危機対策・情報課) 3
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (空港港湾課) 3

告 示

鳥取県告示第50号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和元年5月31日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和元年5月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
仙隠岡田線	倉吉市小鴨字鯉平1193-2地先から同市北野字タワノ上759-2地先まで	変更前	11.3~13.2	155.0
		変更後	12.2~42.9	155.0

鳥取県告示第51号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和元年5月31日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和元年5月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
仙隠岡田線	倉吉市小鴨字鯉平1193-2地先から同市北野字タワノ上759-2地先まで	令和元年6月1日

鳥取県告示第52号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、埋蔵文化財センターが刊行する図書の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和元年5月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

鳥取県教科図書販売株式会社

鳥取県立博物館振興会

公益財団法人鳥取市文化財団

荒神谷博物館

出雲市

2 委託期間

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

鳥取県告示第53号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和元年5月31日

鳥取県西部総合事務所長 藤 井 秀 樹

1 開発許可の年月日及び番号

平成31年3月28日 鳥取県指令第201800356585号

- 2 開発区域に含まれる地域の名称
西伯郡日吉津村大字富吉
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
米子市西福原四丁目8-37
坂田 千恵子

公 告

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項（第118条においてその例によることとされた場合を含む。）の規定に基づき、令和元年度自衛官候補生募集に係る募集期間等について、次のとおり告示する。

令和元年5月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 採用する自衛官候補生予定数
陸上要員（男子のみ）、海上要員（男女）、航空要員（男女）：合わせて10名程度
- 2 募集期間
令和元年6月3日（月）から同年7月12日（金）まで
- 3 試験種目
筆記試験（国語、数学、社会及び作文）、口述試験、適性検査及び身体検査
- 4 試験期日及び試験場
 - (1) 試験期日
令和元年7月20日（土）
 - (2) 試験場
陸上自衛隊米子駐屯地（米子市両三柳2603）
- 5 合格発表予定日
試験実施日に示す日
- 6 採用予定時期
令和元年7月下旬から同年9月下旬の間（詳細は、採用予定通知書で通知する。）
- 7 応募資格
採用予定月の1日現在で18歳以上33歳未満（ただし、32歳の者にあつては、採用予定月の1日から起算して3月に達する日の翌月の末日において33歳に達していない者に限る。）の日本国籍を有する者で、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項に定める欠格事由に該当しないものであること。
- 8 問合せ先
 - (1) 各市役所及び町村役場（自衛官募集窓口）
 - (2) 自衛隊鳥取地方協力本部又は各事務所等
本部（0857-23-2251）
鳥取募集案内所（0857-26-4019）
倉吉地域事務所（0858-47-3250）
米子地域事務所（0859-33-2440）

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定

に基づき、次のとおり公告する。

令和元年5月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

鳥取空港航空灯火保守点検装置 一式

(2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和2年2月28日（金）

(4) 納入場所

鳥取市湖山町西四丁目110-5 鳥取空港

(5) 契約金額

入札書に記載する金額は、契約申込金額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額）とし、併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。なお、令和元年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が10パーセントに引き上げられることを見込んだ金額にすること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が医療・理化学機器類の計測機器に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和元年6月7日（金）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

(3) 令和元年5月31日（金）から同年7月12日（金）（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付発出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 令和元年5月31日（金）から同年7月12日（金）（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 本件調達公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であつて、当該物品の納入後、保守、点検及び修理その他のアフターサービスを県又は鳥取県営鳥取空港特定運営事業を実施する公共施設等運営権を設定された事業者の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

3 契約担当部局

鳥取県県土整備部空港港湾課

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県県土整備部空港港湾課空港担当

電話 0857-26-7667

電子メール kuukoukouwan@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書の交付方法

令和元年5月31日（金）から同年7月11日（木）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/kouwan/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

令和元年5月31日（金）から同年7月11日（木）までの日（日曜日及び土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和元年7月12日（金）午後1時30分。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月11日（木）午後5時までとする。

イ 場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁本庁舎5階県土整備部会議室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札は、紙入札により行うものであること。

(2) 入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に令和元年6月17日（月）午後5時までに郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(4) 入札参加者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時刻

(2) 入札の無効

2の入札参加資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件調達公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件調達公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Aeronautical light maintenance and inspection device , 1 set

(2) Time-limit for submission of documents for qualification confirmation : 5:00 PM, June 7, 2019

(3) Time-limit for submission of tenders : 1:30 PM, July 12, 2019

Time-limit for submission of tenders by registered mail : 5:00 PM, July 11, 2019

(4) Contact Point for the notice : Airport and Harbor Division Tottori Prefectural Government 1
-220 Higashi-machi, Tottori-shi 680-8570 Japan

TEL : 0857-26-7667